平成３０年（フ）第１９８号
千葉市若葉区若松町413番地153　レオパレス若松201号
債務者　岡安　　晶
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０３号
千葉市中央区白旗１丁目４番６棟303号
債務者　朝木　健治
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２７号
千葉県市川市相之川４丁目10番12号306室（グリーンハイツ宇田川）
債務者　榎本　静子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
香川県丸亀市綾歌町栗熊東713番地　養護老人ホーム綾歌荘
債務者　野元ヨシ子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４７号
福岡市南区弥永２丁目８番23―101号
債務者　甲斐　佳代
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２９２号
福岡市博多区美野島３丁目18番７号
債務者　北野　二郎
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０２号
福岡県宗像市日の里１丁目28番地　104棟401号
債務者　高野　康秀
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０３号
福岡市博多区浦田２丁目12番１―203号
債務者　松井　貴行
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２６号
福岡市博多区竹丘町２丁目４番７―603号
債務者　井上　恵美（旧姓舛田）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２７号
福岡市西区今津5324番地５
債務者　村上　直喜
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目１番９号ヌーベル片縄201号
債務者　杉村　弘美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２９号
福岡市南区若久３丁目４番６号
債務者　財部　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４４号
福岡市城南区樋井川２丁目26番39号
債務者　斉藤　久美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５０号
福岡県朝倉市甘木601番地１　相川アパートＡ棟102号
債務者　古賀五百子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６３号
福岡市東区若宮４丁目11番４号
債務者　山下　英子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６８号
福岡県糸島市井原2454番地３
債務者　中村　法仁
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７１号
福岡市東区松香台１丁目21番33―105号
債務者　崎山　文枝
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部